

過疎地域持続的発展計画

(案)

令和3年度～令和7年度

福島県只見町

只見町過疎地域持続的発展計画 令和3年度～令和7年度

目 次

1. 基本的な事項.....	4
(1) 町の概況	
(2) 人口及び産業の推移と動向	
(3) 町行財政の状況	
(4) 地域の持続的発展の基本方針	
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	
(7) 計画期間	
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成.....	1.3
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
3. 産業の振興.....	1.5
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 産業振興促進事項	
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	
4. 地域における情報化.....	2.3
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
5. 交通施設の整備、交通手段の確保.....	2.5
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
6. 生活環境の整備.....	2.9
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	3 0
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
8. 医療の確保.....	3 5
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
9. 教育の振興.....	3 8
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
10. 集落の整備.....	4 1
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
11. 地域文化の振興等.....	4 3
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
12. 再生可能エネルギーの利用の推進.....	4 5
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	4 7
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	

□事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分..... 5.0

1. 事業計画（令和3年度～令和7年度）
2. 年度別事業計画（令和3年度概算事業計画）

1. 基本的な事項

(1) 町の概況

(ア) 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

只見町は福島県の西南・南会津郡の西北部にあり、西南端は新潟県に接し東経 139° 10′ 北緯 337° 25′ 海拔 377mに位置しています。町の総面積は 747.56 k m²と広大で、面積の 94.8%は山林原野で占められた峡谷型の純山村です。周囲を高い山岳に囲まれ、その山間を縫って伊南川と只見川が 6 本の支流を集め流れています。

集落と農耕地は河川の流域に沿って散在し、伊南川右岸には金石が鳥屋山を頂点とする 1,000m 級の山々が連なっています。地質には堆積岩が多く含まれ、林産資源や地下資源が豊富で農業や林業が盛んです。

一方、只見川左岸一体は第三紀の地層からなり、鳥海山火山帯に属する旧活火山帯です。輝石安山岩で覆われているため林産資源には恵まれない反面、地下資源に恵まれていて、以前には銅・亜鉛等の採掘が行われていました。

気候は日本海型に属し、わが国でも指折りの豪雪地帯で、年間の降雪累計は 18m、積雪量は 3m～4mにも及び特別豪雪地帯に指定されています。

只見町の歴史は古く、縄文時代中期から人々の営みがあったとされ、鎌倉時代になると山内秀基が伊北郷（只見地方）を領し、江戸時代には徳川幕府の直轄地に編入され「南山御蔵入」と呼ばれました。明治維新後は「田島民生局」、「若松県」、同年「福島県」に属し、さらに明治 22 年町村制施行後には村の変遷をたどり、昭和 30 年、伊北村・明和村が合併して只見村に改称、さらに、昭和 34 年朝日村と合併し只見町となりました。

昭和 34 年の町村合併や只見川電源開発事業などにより、一時、人口は 1 万 3 千人余まで増加しました。その後、事業の終息による労働者の転出や新規学卒者の就職・進学による転出などで労働力人口が激減した上、自然増が自然減を著しく下回る状況が続きました。

近年は、少子高齢化や人口流出の進行などとあわせて、長引く景気低迷などによる地域活力の低下により集落の森林の荒廃や耕作放棄地などを生む厳しい状況が続いております。

一方、当町が持つ世界に誇りうる豊かな森林や農地の適正な管理は、下流域での土砂災害の防止、水源の涵養、安心・安全な食料の供給、二酸化炭素の吸収といった極めて重要な役割を果たしています。また、いくつものダムでの水力発電によるクリーンエネルギー産出を通じて、都市部の社会経済活動を支えています。

こうした過疎地域がもつ機能を十分に発揮するために、累々と歴史を重ねたこの郷土を守り、そこで暮らすための様々な施策に取り組み、豊かな自然を守り、地域の個性ある文化などを維持していくこととしております。

(イ) 町における過疎の状況

人口等の動向

少子高齢化・過疎化は確実に進み、自然減による人口減が深刻な問題となっています。

また、集落によっては世帯数の減少などに伴い「限界集落」に近いところも出てきております。これにより、担い手の不足等による森林・農地の荒廃や、共同作業「ゆい」の習慣が失われつつあり、町に伝わる伝統行事等の継続が難しい状況であるといえます。さらには、近くに商店がなく、生活必需品が入手できない等、コミュニティ機能の低下が進行する集落は珍しくありません。

よって、長年にわたり過疎関連法により施策された事業を引き継ぎ、今後も過疎地域が持続的な発展をしていくための様々な支援策を進めるにあたっては、これまで以上に我々の知恵が必要となっています。

これまでの過疎対策

この地域を活性化させ経済的に自立させるため、これまでの過疎地域自立促進法においては、次の点に最大限の努力を傾注してきました。

- ①全国屈指の豪雪地帯である本町は、只見町第七次振興計画において、「雪と暮らすまち」を理念の一つとして掲げ、冬季でも安心して暮らせる地域づくりのために雪に強い交通基盤整備、除雪体制整備に努めました。
- ②高齢化の影響による介護施設の不足を解消するため、介護施設の整備を実施するとともに、高齢者世帯等の除雪問題を解消するため除雪費の一部を助成する制度と併せて除雪事業者の除雪機の購入費補助を実施するなどソフト面での支援も実施し高齢者福祉に努めました。
- ③安心・安全な暮らしづくりのため、地域医療の拠点である朝日診療所整備及び医療設備充実による医療・保健・福祉の一体化を推進するための努力をしました。あわせて、地域住民の防災上必要な設備として防災行政無線のデジタル化などの充実にも努めました。
- ④水辺林や清流の流れる生活環境を守るための下水道整備とあわせて、生活に必要な安全な水の供給を図る上水道の整備に力を注いできました。
- ⑤次世代を担う子どもたちの教育の充実を図るため、小中学校や振興センターの改築・改修等を実施するとともに、只見高校振興対策や放課後児童対策などソフト面での支援にも努めました。

現在の課題と今後の見通し

町の基幹産業である「第一次産業」の中心である水稻栽培は減反政策や市場のグローバル化により製品の価格が維持できず、打開策を見出せないまま推移しています。転作作物として有望視されている花卉や夏秋産トマトの栽培も、労働力の高齢化や小規模農家主体の事業経営のため、価格競争等の面で大規模産地との競合で伸び悩んでいる状況です。また、近年では異常気象や獣害による作物等への被害も発生し厳しい経営が続いております。

今後は、高齢化による離農を理由とした耕作放棄地の解消のため、農地の集積による効率的利用や企業など多様な担い手参入による雇用創出が必要とされます。また、食に関する消費者の関心が高くなっており、安心・安全な生産物の提供や地域特性を生かした高付加価値農業の展開、さらには第一次・第二次産業と観光・レクリエーションの第三次産業を結びつけた第六次産業化での幅広い事業展開が必要とされています。

林業についても、災害防止、水源涵養、地球温暖化をはじめとした森林の多面的機能の発揮に寄与する新たな事業にむけ、主体となる森林組合の事業展開見直し、受託作業拡大などが必要です。

「第二次産業」は立地条件や流通環境が悪い上、国際的な経済危機など景気の動向に阻害され、新規起業や企業誘致、設備投資が低迷を続ける厳しい状況ではありますが、既存の町内企業の技術力は高く評価されています。5年後開通すると予測される国道289号の福島・新潟県境（八十里越）は、新潟県の経済圏へ直接アクセスが可能となり、本町にとって雇用環境の改善、起業や企業誘致等の促進に寄与する期待感があります。今後は、高度な技術力を維持・向上する内発的な取組みを継続することが必要です。

「第三次産業」において商業は長引く不況とデフレによる価格破壊、あるいは大型店舗への消費流出による停滞から抜け出せない状況にあり、サービス業においても観光客の減少や価格競争などで厳しい状況となっています。一部の事業者においては農林業同様、後継者確保が出来ず、存続の難しい事業者が見られる状況です。当町には次年度再開するローカル線の王者只見線、そしてユネスコエコパーク登録の根拠となった世界屈指とも評価される貴重なブナ森があり、これらの資源を活用し農業・商業・観光などの産業連携を新たな切り口とした地域活性化を図る事がポイントとなっています。

前述した国道の開通は、交通量等の増大による交流人口の拡大などが期待される一方、地域にとっては労働力の流出などによる疲弊を招く危険性があります。従って、期待する部分は大きく膨らませながらも、警戒部分についての具体的対策を急がなければなりません。

いずれにしても、各産業においてプレイヤー不足も顕著であり、農業・商業・観光業などの各分野が相互に時代潮流にあった新たな振興策が今後の課題となっています。

医療や福祉の分野においては、高齢化の進行により高齢者や要介護者の自宅での家族介護が難しい事態に至っています。機器のハイテク化や情報の高度利用技術によってカバーできる課題は別として、介護などマンパワーに頼らざるを得ない分野については、訪問介護やデイサービスなどの充実とあわせて、在宅福祉サービスの充実など保健・福祉・医療の連携が重要な課題となっています。

教育分野においては、平成26年度のユネスコエコパーク登録を契機として、小中学校のユネスコスクール登録を進め、平成29年度には町内4小中学校全ての登録が完了するとともに、海洋教育の視点を付加した、持続可能な開発のための教育（ESD）に積極的に取り組んできました。また、国のGIGAスクール構想を活用して整備した校内通信ネットワークと一人一台のタブレットを活用した学習を推進しています。

今後は、これまでの事業展開に加えて、ICTとの最適な組み合わせによって、時間的・空間的な制約を超えて多様な学びを実現すべく、子どもたちに単に知識を獲得させるだけでなく、その知識を活用して社会と連携・協働しながら、持続可能な未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む学びへの転換に取り組む事としています。

情報化の推進においては、観光・防災・医療・福祉や教育、さらには行政情報の発信など、様々な分野において整備した防災行政WI-FI環境の積極的な活用が必要となります。

公共交通については、町ではデマンドタクシー運行と民間事業者によるスクールバス運行を行い、町内の交通確保、隣町の二次医療機関への通院や観光客の交通対策としては定期楼線バスの運行を実施しましたが、5年後の国道289号の開通を見据え公共交通体制の構築が必要となります。

(ウ) 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等を踏まえた只見町の社会経済的発展の方向と概要

第三次産業就業者はほぼ横ばいで推移しているものの、第二次産業就業者は公共事業の減少に伴う建設業者の統合、誘致企業の製造業者の撤退など厳しい就業状況であります。また町の基幹産業である第一次産業も減少しておりより厳しさが増す現状にあります。

第一次産業の主となる農業は、耕作放棄地解消による農地の流動化を促進し、企業参入や若い大規模専業農家など新たな担い手の育成が必要となっています。園芸作物である花卉・トマト栽培についても、高付加価値作物として依然として有力であり、経営の合理化

と優良品種の導入による安定した経営を実践する農業者の育成が必要です。また、消費者ニーズに対応した安心・安全な商品の生産を行い消費者の期待にこたえると同時に、地産地消による地域内での循環やいち早く消費者に供給できるネットワークを構築し、既存の流通機構にとらわれない時代に即した機構で対処することで、産地間の価格競争下で高付加価値による高値安定化を図ることが必要となっております。

林産業においては、豊富な林産資源を活用し、木材・山菜等を第一次加工にとどめることなく、付加価値の高い製品の研究開発と規模拡大・販路開拓に努める必要があります。

企業誘致においては、雇用機会の拡大を図るために、誘致のための抜本的な条件整備を促進し、高付加価値型企業や地場資源活用型企業の誘致を急ぐ必要があります。

観光やレクリエーションのあり方も、コロナ禍において、団体旅行から個人旅行へ、また自然志向や農業体験など、モノ消費の観光ではなく体験型観光を重視したものに変わってきました。「只見ユネスコエコパーク」となった自然資源はもちろん、次年度再開するローカル線の王者「只見線」など大きな資源を活用した只見町の体験メニュー造成などの事業展開を支援する事で、交流人口・関係人口を増やし地域活性化を図ります。さらには、「奥会津振興センター」事業での地域産業の創出や人材育成などの取り組みと連携し、大きなエリアでの地域内活性化を図ります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

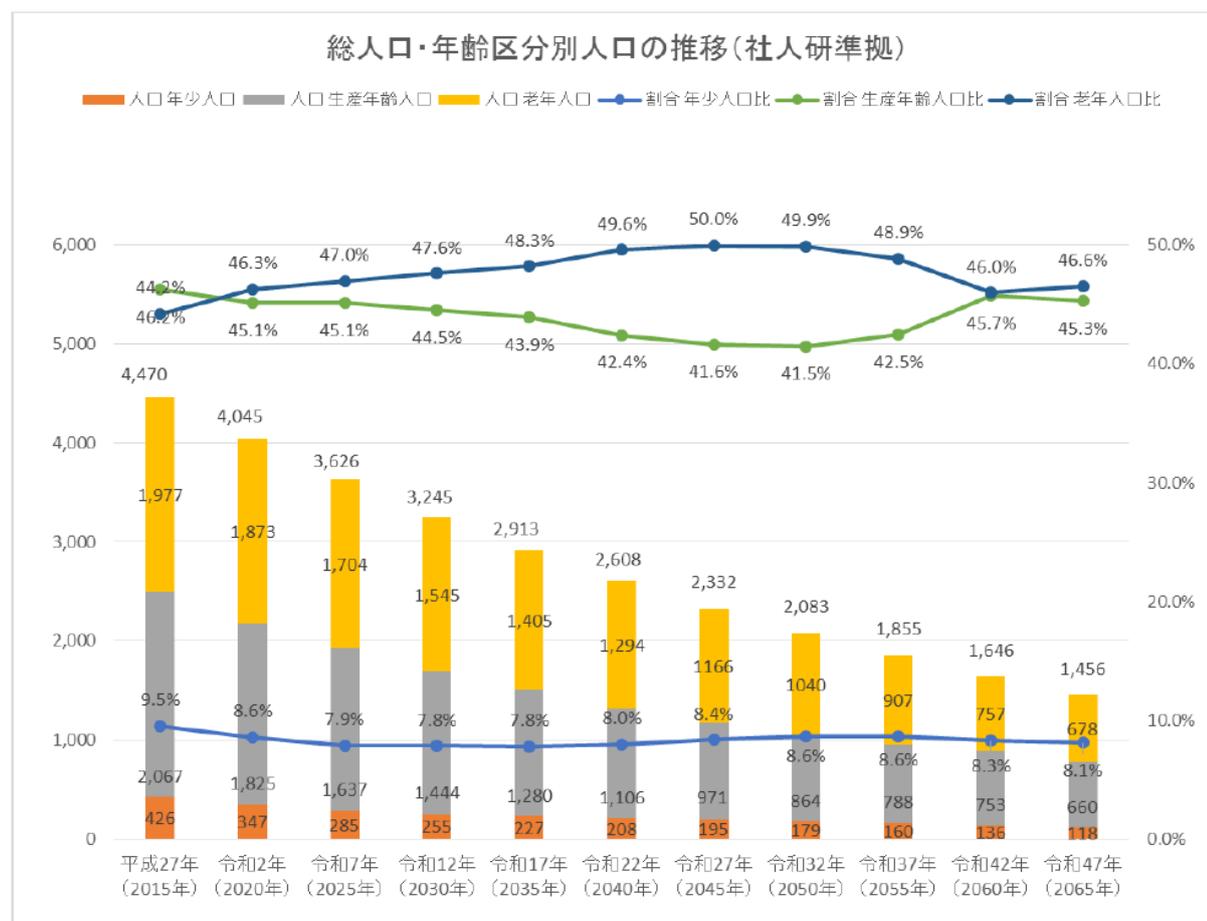
人口の推移は、表 1-1 (1) に示す通り昭和 35 年調査から昭和 50 年調査にかけ著しく減少しているものの、平成 2 年から平成 17 年にかけての指標では若干緩やかな減少率で推移しています。指標が著しい減少率を示した時期においては「(1) 町の概況」で述べたように、只見川電源開発事業終息など社会経済の特殊事情による人口流出が目立ちましたが、その後の減少は少子化や自然減、または雇用喪失による新規学卒者の転出によるものにとどまっています。

年齢区分による動向では 0 歳から 64 歳までの人口減や、65 歳以上についても人口の伸びが止まり、減少トレンドになっています。このような人口全体の減少は、「表 1-1 (2)」人口の見通しで見られるように、今後も下降線を描くものと考えられ少子・高齢化がさらに進んでいくものと考えられます。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	12,341 人	7,759 人	-37.1%	6,170 人	-20.5%	5,284 人	-14.4%	4,470 人	-15.4%
0 歳～14 歳	3,805 人	1,809 人	-52.5%	969 人	-46.4%	590 人	-39.1%	426 人	-27.8%
15 歳～64 歳	7,829 人	4,948 人	-36.8%	3,721 人	-24.8%	2,599 人	-30.2%	2,067 人	-20.5%
うち 15 歳～ 29 歳(a)	3,242 人	1,191 人	-63.3%	653 人	-45.2%	468 人	-28.3%	375 人	-19.9%
65 歳以上 (b)	707 人	1,002 人	41.7%	1,480 人	47.7%	2,095 人	41.6%	1,977 人	-5.6%
(a)/総数 若年者比率	26.3%	15.3%	—	10.6%	—	8.9%	—	8.4%	—
(b)/総数 高齢者比率	5.7%	12.9%	—	24.0%	—	39.6%	—	44.2%	—

表 1-1 (2) 人口の見通し



(3) 町行財政の状況

(ア) 行政

只見町では都市部追従の地域振興とは決別し、都市部にはない只見地域の豪雪が特徴づける豊かな自然環境、それをよりどころとする伝統的な生活・文化・産業を活かしたまちづくりを進めてきました。その結果、平成 26 年に「只見ユネスコエコパーク」の登録が実現し、世界的にも只見地域の価値が認められました。これによりユネスコエコパークの理念が平成 28 年度に施行した「第七次只見町振興計画」における事業を推進するうえで非常に重要な役割を持ち、生活基盤整備以外に代々この地域で受け継がれてきた自然・歴史・文化・暮らし・産業などの豊かな自然の中に暮らす人間が、本来持つ大切な価値観を築くための諸施策を実施しています。

地方分権の推進により行政の役割も大きく変化し、町民にも自主的な活動を行おうとする機運が醸成され、これまで以上に住民と行政が協働で取り組む事が重要となっています。住民と行政との強い信頼関係を保つため、情報の公開や公聴機能の充実に努めるとともに、人と人との結びつきによる地域活動を力強く支援し、地域内の交流やふれあいによる助け合いの意識を深め、山間地域ならではのあたたかさ、豊かさを実感できる自立した町づくりを目指すとしています。

また平成 30 年には只見町行政改革大綱が見直され、平成 30 年 4 月 1 日より、町組織機構改革を行いました。今後は、この機構の検証を実施し更に時代と住民ニーズに対応した組織を目指します。

(イ) 財政

本町財政の現状は表 1-2 (1) で示すとおり、平成 22 年と令和元年度の比較を見ると、歳入では地方債において 153.3%、歳出では投資的経費が 58.2%の増加となっています。

歳入増加の要因である地方債は、近年の大規模事業による投資的経費の増加によるものであり、これにより地方債残高が年々増加していることから投資的経費の抑制を図り、地方債発行に依存しない財政運営が望まれます。また、一般財源は、平成 22 年度と令和元年度を比較して 7.7%増加していますが、大規模償却資産の減価償却が年々進んでいることによる固定資産税の減、人口減少による町民税の減など、地方税においては年々減少している傾向にあります。

歳出では、平成 22 年度と令和元年度を比較すると、義務的経費が 6.7%の減となっていますが、地方債残高においては平成 22 年度と比較して 54.7%増加している状況です。

このような歳入歳出の傾向から、令和元年度の経常収支比率は平成 22 年度と比較して 10.4 ポイント上昇しており、今後、道の駅の整備や役場庁舎建設、公共施設の老朽化による更新や維持補修などの大規模事業の実施による地方債残高の増加により更に増加し財政硬直化が懸念されるため、事業の計画的な実施と積極的な繰上償還により、地方債残高を削減して財政構造の改善を図る必要があります。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	5,243,586	6,674,552	6,177,061
一般財源	3,550,519	3,746,951	3,824,839
国庫支出金	545,120	258,333	192,310
都道府県支出金	360,748	722,096	321,569
地方債	476,000	930,100	1,206,100
うち過疎債	41,800	456,700	459,700
その他	311,199	1,017,072	632,243
歳出総額 B	4,951,830	6,337,879	6,034,440
義務的経費	1,600,232	1,427,909	1,493,401
投資的経費	963,053	1,377,253	1,523,794
うち普通建設事業	959,285	981,555	1,342,523
その他	2,089,297	3,439,416	2,875,358
過疎対策事業費	299,248	93,301	141,887
最終歳出差引額 C(A-B)	291,756	336,673	142,621
翌年度へ繰り越すべき財源 D	60,489	217,569	66,303
実質収支 C-D	231,267	119,104	76,318
財政力指数	0.28	0.25	0.25
公債費負担比率	15.7	9.8	12.3
実質公債費比率	6.8	2.9	3
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	70.4	73.5	80.8
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	3,898,844	4,371,387	6,029,988

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率(%)	8.1	36.9	52.4	53.5	55.2
舗装率(%)	9.1	22.7	40.2	44.1	46.7
農道					
延長(m)	—	—	—	0	0
耕地1haあたり農道延長(m)	16	6.6	5.7	0	0
林道					
延長(m)	—	104,907.5	110,671.2	111,677.9	111,677.9
林野1haあたり林道延長(m)	12.6	2.3	2	2.1	2.1
水道普及率(%)	76.6	79.7	85.4	91.0	90.0
水洗化率(%)	8.6	25.5	14.9	79.0	81.0
人口千人あたり病院・診療所の病床数	1.5	2.9	3.2	3.8	4.5

(4) 地域の持続的発展の基本方針

只見町は、美しい自然に囲まれた山村です。その美しい自然と住民が共生しあって自然を守り、親しみ、活かしながら生活してきました。そして古くから培われてきた相互扶助意識を受け継ぎ、人と人が支えあい、助け合いながら豊かで健やかな暮らしを送ってきた結果として、世界に認められる「只見ユネスコエコパーク」に登録となりました。

これまで世の中が経験したことのない人口減少社会を迎え、新しい生活様式や、新しい価値観が生まれている現代において、これらの先人から受け継がれてきた「只見らしさ」がかけがえのない財産であることを自覚し、只見町が有する固有の価値・魅力を維持・発展させ、心豊かに生きること積極的に挑戦することが、持続可能な地域社会の形成につながると考えています。

そしてその実現のため、次の基本理念と5つの施策を置くこととします。

■基本理念

ブナと生きるまち 雪と暮らすまち 心豊かに生きるまち
自然首都・只見の挑戦「人と自然の共生」

■5つの施策

- I. 自然と共生するまちづくり
- II. 文化に根づく人づくりと学び続けるまちづくり
- III. 住民が主役のまちづくり
- IV. 住みやすいまちづくり
- V. 働きがいのあるまちづくり

第七次只見町振興計画

(5) 地域の持続的発展の基本目標

人口に関する目標

定住人口の維持(目標)		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
過疎地域の人口 (人)	推計	3,961	3,877	3,793	3,709	3,626
	目標	3,672				

※推計：国立社会保障・人口問題研究所の推計(日本の地域別将来推計人口)から算出

※目標：「只見町人口ビジョン」から算出

財政に関する目標

経常収支比率(目標)		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
経常収支比率 (%)	推計	84.7	88.1	90.7	92.7	90.9
	目標	84.9				

※推計：「只見町中期財政見通し」から算出

転入に関する目標

転入者数		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
転入者数(人)	目標	160	170	180	190	200

※目標：「第2期只見町総合戦略」から算出

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の取り組みについては、全庁的に実施している只見町実施計画、総合戦略などの進捗管理により、事業毎に事業評価や効果検証を行います。

また、記載事業をはじめとする計画全体の進捗状況については、実施計画の議会報告、ホームページなどによる日常的な情報発信などの方法により周知を図ります。

(7) 計画期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町の公共施設は、建築後 30 年以上経過した建物が全体の 4 割あります。今後多くの施設が更新時期を迎えることとなり、大規模改修・更新を続ける場合、町の財政や行政サービスの維持に重大な影響を及ぼす可能性があります。

これらを踏まえ、人口構成の変化に伴う町民ニーズの変化に対応しながらそのバランスや長期的な視点に基づき、公共施設の適切な管理・運営、安全で快適な利用環境を実現するために、「只見町公共施設等総合管理計画」を平成 29 年 3 月に策定し、①供給量の適正化、②既存施設の有効活用、③効率的な管理・運営という3つの視点により、更新費用の平準化を進める基本的な考え方を定めています。

本計画では、只見町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、関連する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するとともに、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

(ア) 移住・定住の促進

移住・定住者等が増えることは、少子高齢化・過疎化が進む本町にとって歓迎すべきことであり、新たな視点で地域の魅力発見や空き家・耕作放棄地の対策など、集落活性化を生み出す貴重な存在になるものと期待できます。また、新たな移住者を確保する面として、国が推奨する地域おこし協力隊等の受け入れも一つの有効手段として考えられます。

今後は、新たな視点を持った移住・定住者等の受け入れを積極的に進めるために、移住・定住者の方々が安心して生活空間を築けるための住環境整備や農業をはじめとする職業紹介、季節ごと・時間ごとに仕事を組み合わせ適切な社会保障の実施を図る特定地域づくり事業組合の設立、さらには趣味などの提案などを含めた体制整備や情報提供などの仕組みづくりが求められています。

(イ) 地域間交流

新型コロナウイルス感染症により低迷した観光客の復活を目指し、日本有数のローカル鉄道只見線や恵みの森でのシャワートレッキングなどの地域資源を活用した観光需要の発信や、サテライトオフィス誘致やテレワーク施設整備などを行い交流人口や関係人口の増加を図り移住定住に繋げてゆくことが課題です。

移住・定住者等を積極的に受け入れ、新たな視点での集落活性化や空き家・耕作放棄地の対策など地域活性化を図るため、受け入れ体制整備や情報の提供などの仕組みづくりを行い、地域間交流を拡大させることが必要です。

(ウ) 人材育成

人材育成については、将来的に地域を担う子供たちの教育として、ユネスコスクールの理念に基づくESD(持続可能な発展のための教育)や世界的な取り組みとなっているSDGs(持続可能な開発目標)に基づき、持続可能な地域の在り方と「只見学」による地域学習を通して地域に対して誇りや自信を持てる教育を実行し、社会人となっても地域で暮らす、又は地域を担うために帰郷するブーマン人材の育成が課題です。

また、多様で変化に富んだ社会にくじけず対応できる人間力を育成するため小学校・中学校・高校と連携した取り組みを行い、課題を発見し、研究し、発表し、実践する取り組みを行い社会人となったときに多様な出来事に対応できる人材の育成が必要です。

持続可能な地域を構築するために成人向けとしても地域を担うリーダーの育成や起業等を応援する研修制度、時代に即した生涯学習体制の構築や支援が求められます。

(2) その対策

(ア) 移住・定住の促進

- ① 定住等の相談窓口や移住コーディネーターの設置(情報の一元化)
- ② 空き家等を活用したお試し住宅(定住生活体験住宅)の整備・運用
- ③ 町の定住支援策や生活するための解説書(ガイドブック)の作成
- ④ 空き家等生活できる住居の情報提供(空き家バンク制度の拡充)
- ⑤ 各種課題に対しての地域おこし協力隊の活用検討

- ⑥UIターンを促進する経済支援体制の拡充
- ⑦特定地域づくり事業組合の設立運営支援
- ⑧地域人材育成のための奨学金制度運営

(イ) 地域間交流の促進

- ①地域観光資源の情報発信
- ②サテライトオフィス・テレワーク施設の整備促進
- ③地域資源を活かした観光施設整備の促進
- ④ブナセンターを拠点とした大学等学術機関との連携
- ⑤只見線や只見町の地域応援者(ファン)との交流強化
- ⑥魅力的な観光関係施設整備

(ウ) 人材育成

- ①ESD、SDGsの取組み推進
- ②課題解決型キャリア教育の推進
- ③只見学を活かした誇り教育の推進
- ④情報教育と道徳、コミュニケーション能力の向上
- ⑤只見高校や奥会津学習センターの魅力化への支援
- ⑥教育関係施設整備

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	○民間賃貸住宅借上料 只見町では住宅不足の解消が急務であり、定住住宅の建設前に住宅を確保するため民間の賃貸住宅の借り上げを行う。	町	住宅整備をすることで、移住、定住促進につなげる。
		○空き家対策推進事業 老朽化し、危険な状態となる空き家を防止するための対策として、空き家改修及び解体するための補助を行う。	町	空き家の適正管理（利活用・解体）をすることで移住、定住促進、景観整備等につなげる。
		○住宅取得支援事業 空き家の有効活用を図るため、住宅を取得する費用に対して助成を行う。	町	町内空き家の解消することで、移住、定住促進等につなげる。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという只見町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

(ア) 農業

本町の総面積 747.56k m²のうち耕地面積は約 650ha とわずかで、一区画あたりの面積は比較的小さく、分散している農地の集積による作業効率化が思うように進まない現状にあります。

このような中、平成 23 年東日本大震災での原子力発電事故による風評被害の影響は、基幹産業である農業に携わる生産者の方々へ、今もなお暗い影を残しております。

稲作農業に限っては、各種補助制度の廃止や米価下落など先行きに対する不安が多く存在することや、高齢化や人口減少での離農による耕作放棄地の拡大、人手不足による普請作業の重労働化が想定されています。また、トマト・花卉などの高付加価値農業への取組みも進められてきておりますが、より安定した市場対応型農業とするための施策が求められています。

これらのことから、安心・安全はもちろんのことですが、質の向上により消費者に認知される高品質な作物を生産するための、町独自の補助事業の創設や農地の集約化などで、生産者の作付け意欲の向上と経営の安定化による、担い手の育成・確保が必要とされています。

また、観光と連携した体験型農業の推進、加工所の整備等による生産加工品の創出などを進め、直売所、都市への産直販売、インターネット販売など多様な流通・販売網の構築・拡大、地域のブランド形成を進め、高付加価値・高収益への農業展開を図る必要があります。

(イ) 林業

本町は町土の 94.8%を占める広大な森林面積を有していますが、うち70%は国有林であり民有林が占める割合は極めて低くなっています。林業においては、急峻な地形や多雪などの自然条件により、製品とするまでの経費が高額となることや、木材需要の大半が安価な外材という状況下で、林業経営は産業としての体をなし得ない状況となっており、高齢化等の影響もあり間伐・保育・造林が進まず管理されない山林が多くなっています。

山菜・きのこなどの特用林産物については、採取者の高齢化による数量の減少や輸入品との価格競争とあわせて原子力災害による一部品目の出荷制限があり、特用林産物を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっています。

これらの状況から、山林の適正な管理による林業の振興を目指し、新たな取り組みとして木質バイオマスの推進や地元木材を使用した住宅の建設を奨励するなど、行政の誘導策による山林の活用と保全・管理が求められています。

また、特用林産物については、ゼンマイなどの只見ならではの製品のブランド化による生産拡大・流通販売ルートの確立を図り、高齢者や女性の参画を促すなどの幅広い施策が求められています。

(ウ) 内水面漁業

本町は、本州の上流河川域に位置し、豊富な雪や奥深い森林、急峻な地形から生み出される清流によってイワナの養殖やアユの放流等が行われ、多くの遊漁者が訪れることによる産業面と観光面での地域振興が図られています。

しかし、河川は災害等の防止に重きをおいた工法により、魚類や水棲生物が住みにくい環境となっていることや、カワウ・サギなどの有害鳥の捕食による個体数の減少が危惧されています。

また、田子倉ダムや只見ダムのイワナやマス釣り、伊南川のアユ釣りなどは全国的にも有名ですが、外来種であるブラックバスの増殖や原子力発電事故での一時的な出荷制限による風評被害な

どが近年では問題となっており、それぞれの対策と合わせた改善策が求められています。

これらの課題を解決し、魚族資源の維持と保護による水源環境の適正化、養殖事業などによる販売事業の展開を図り、観光産業と連携した水の郷にふさわしい水産業の振興が求められています。近年では、溪流魚放流事業で漁業組合に補助をし、イワナやヤマメの放流をしています。

(エ) 工業

本町では、工業団地適地としての可能性を求め、企業立地に向けた土地利用計画を整備してきました。しかし、特別豪雪地帯の指定を受けるなど自然条件が大変厳しく、交通基盤が極めて脆弱であることから工業の適地として立地条件が整わず、外部企業による進出に向けた好ましい状況ではありませんでした。

しかし、精密機器や自動車部品製造などを行う工場の誘致により、地域の雇用の場として重要な役割を担っています。さらには、加工において、高い技術力が評価をされており、経済状況の回復により工場規模拡大などへ期待があります。

今後、新潟県と開通が予想される国道 289 号「八十里越」は、交通基盤の飛躍的な充実をもたらし、新潟県を基軸とした流通が現実となり、本町を取り巻く状況は激変する事が想定されますが、町内の雇用流出とならないように、町内企業の技術力の向上・維持など内発的な支援を行っていく事が必要です。

(オ) 商業

本町の商店は、広い町内に集落が点在しているため商業集積地はできにくい環境にあり、旧村単位に商業圏を構えそれぞれが地域の消費を賄っておりますが、家族従業員による小規模店が多く、後継者不足の問題などで厳しい現状となっております。また、町内の商店での消費は日常の買い物程度であることや人口減少に伴う地域全体の消費の縮小から絶対量が少ないため、幅広い品揃えが満たされないことがあり、車社会の到来により日用品以外の相当部分は近郊都市の大型店舗に流出している状況にあります。

しかし、高齢化が進行する中で、身近な地元商店は高齢者にとって生活の維持やコミュニティの場として重要な役割を担っているため、デマンドタクシーや移動販売車などの買い物弱者に対応したサービス体制の充実を図るとともに、事業者においてはより一層の地域に根差した経営努力が求められています。

一方で「只見ユネスコエコパーク」に登録されたことで増加した観光客をターゲットとした観光面での消費拡大に向け、総合案内・飲食・物産販売所の充実や「道の駅」の整備など拠点施設の整備や魅力ある商品の開発・販売を行うことにより、地域内の賑わいを創出し、消費拡大を行うための施策が求められています。

また、若者が定住し活力ある豊かな地域社会を構築するためには、安定した就労機会の拡大が本町の工業分野における最大の課題です。多雪などの自然条件や交通基盤が脆弱な状況である本町はこれまで目標としてきた大規模な企業誘致は困難な状況にありますが、人材育成や新たな分野への事業展開を積極的に取り組む既存企業に対する支援策の充実を図ることや、起業家などへの支援制度の創出をするなど、時代に即応した様々な対応を行い、安定的な雇用を創出することが必要となっております。

(カ) 観光

「只見ユネスコエコパーク」に登録となった本町には、世界に誇れる豊かな自然とそこに暮らす私たちの生活・文化があります。これらの自然、生活、文化すべてが魅力ある観光をつくる素材として

紹介・活用することで、より多くの観光客を呼びこむ大きな可能性を持っています。

これまで町は「田子倉ダム」を中心とした見る観光から、自然資源(森林、湖、川等)・文化・歴史を織り交ぜた体験型観光への切り替えを進めてきました。今後も、持続可能な地域として発展し継続するためには、地域の生き残りをかけた観光による戦略的な施策が求められています。

そのうえで、宿泊業や飲食業、観光施設等においては施設の充実と地域の独自性や魅力あるサービスを提供することが必要となっています。また、ありあまる只見町の魅力を観光客に伝えるためガイド協会の安定的な活動、育成が求められています。

また、広い範囲に観光資源が分散し、公共交通に恵まれていないことから、自家用車以外の方の周遊性の確保が難しいため、観光施設等を周遊するための2次交通対策の改善が求められています。

今後は、これらの課題を解決しながら、三条市やふるさと交流都市の柏市、只見川沿線町村、只見線沿線市町村などとの連携強化と地域間交流などを進め、自家用車以外の方が町内にある観光施設を周遊できる魅力的なプランを構築し、唯一の公共交通機関であるJR只見線を外国人観光客などの新たな客層の誘客に結び付け、観光立国を目指していくことが求められています。

(キ) その他

- (1) 時代に即応した既存企業の育成・支援
- (2) 新エネルギー導入の推進

(2) その対策

地域資源を活用した新たな産業を育成するため、第一次産業は単独でその振興策を巡らすものではなく、第二次・第三次産業へと結び付け、新たな可能性を秘めた第六次産業化へ重点を置き施策を立案し推進します。

また、住民と行政が協働するまちづくりの推進を図るため、様々な地域課題の解決に向けた取り組みと雇用創出を強化するための事業を推進し、地域全体の経済の自立活性化を目指していく必要があります。

(ア) 農業振興

(1) 農業の担い手の育成・確保

- ① 認定農業者及び集落営農を行う地域農業リーダーの確保
- ② 農業法人化の推進
- ③ 農業後継者への支援制度の創設
- ④ 女性農業者・高齢農業者による生産活動の推進
- ⑤ 住民への農業参入に向けた農業教育の実施と情報の発信
- ⑥ 新規就農者確保に向けた受入れ条件の整備・支援
- ⑦ 建設業等異分野業種の農業転職への転職等支援

(2) 高収益・高付加価値農業の展開

- ① 「只見ブランド」を活かした売れる米づくり対策
(有機農業の推進・食味向上・ふるさと納税返礼米を活用したPR)
- ② 振興作物「トマト」「花卉」の戦略的支援
- ③ 山菜・薬草等の特産物の栽培加工等
- ④ 農産物の加工所の整備・支援

- ⑤直売所・農家レストラン・農家民宿の整備促進による地産地消の展開
- ⑥農産物の品質維持、高付加価値のための雪冷熱エネルギーの活用
- ⑦只見天領そばの促進・展開

(3) 効率農業の推進

- ①農用地の利用集積と農作業受委託の推進
- ②生産基盤の整備（町単補助制度創設）と農村生活環境の整備
- ③農業機械購入補助金（町単）の創設
- ④資源循環型農業の推進
- ⑤農業研究機関との連携による栽培技術・省力技術の向上

(4) 農業経営の安定

- ①新たな販売ルートの発掘と産直・直売の実施とインターネットの活用
- ②（仮称）人材センターからの派遣による繁忙期等の人手不足の解消
- ③耕作放棄地解消と農用地利用集積等への支援
- ④有害鳥獣対策
- ⑤生産・経営情報の提供
- ⑥放射性物質に対する風評被害対策

(イ) 林業振興

(1) 林業の振興

- ①計画的な植林・保育・間伐による森林の保全（森林環境税の活用）
- ②「木の駅構想」に基づく町内産材の町内流通と循環型利用拡大の取組み（木質バイオマスの推進・町内住宅等への木材利用促進）
- ③林業後継者の育成と支援
- ④林道の整備・保全
- ⑤保健・レクリエーション機能等の機能維持増進森林の整備の推進

(2) 特用林産物の活用

- ①山菜・きのこ等の伝統産品認定等によるブランド化と商品づくり
- ②豊富な山の幸の生産拡大と流通販売ルートの確立
- ③わらび園等の観光山菜園の整備・充実
- ④森林組合の育成強化（多角経営の推進と新たな林産物の発掘）
- ⑤流木等森林資源の新たな活用策の検討
- ⑥放射性物質に対する定期的なモニタリング等の対策

(ウ) 内水面漁業の振興

(1) 内水面漁業の振興

- ①町内水系の資源調査
- ②内水面水産試験場を通じた技術的助言及び情報提供による振興
- ③漁協による放流事業の実施
- ④川鶉等有害鳥獣及び外来魚対策の実施

(2) 生産基盤の整備

- ①養魚施設の近代化
- ②産業間連携による加工・流通ルートの確立
- ③漁業組合・生産者の育成支援
- ④魚類や水棲生物の生息環境の整備・改善（水辺林の保護等）

(エ) 工業の振興

(1) 工業基盤の整備

- ①制度資金を活用した経営安定化支援
- ②技術力向上・人材確保のための各種支援制度の充実
- ③企業誘致のための用地確保と魅力ある優遇措置の検討

(オ) 商業の振興

(1) 地元根差す商業の展開

- ①消費者を意識した店舗・品揃えの充実
- ②中心地に休憩所などのコミュニティ施設の整備と支援
- ③商業者主体による商業イベントの充実
- ④共同店舗等商業機能施設の整備
- ⑤地元消費拡大のための行政の誘導策の実施
- ⑥商工会による的確な指導と商業振興策の提案

(2) 観光商業への対応

- ①JR 只見線全線再開通・国道 289 号八十里越開通を見据えた中心市街地の整備
- ②八十里越広域観光地域づくりの検討（三条市・南会津町）
- ③地域資源を活かした魅力ある特産品の展開と販売
（町内産品のブランド化、ふるさと納税返礼品利用）
- ④観光客の立ち寄り拠点「道の駅」等の整備.
- ⑤インターネットでの少量多品種の「通販パック」の販売
- ⑥郷土料理や只見の地場産品を活かした商業の活性化
- ⑦空き店舗・公共建築物等の有効活用

(カ) 観光の振興

(1) 魅力ある観光地づくり

- ①分かりやすく見やすい多言語に対応した町内統一案内板の整備
- ②誰でも町内観光施設を周遊できるプランの造成
（観光デマンドの構築・レンタカーの整備）
- ③自然体験・農業体験・ガイドインストラクター等の充実
- ④地域マネジメント組織の立ち上げ（日本型 DMO による観光地域づくり）
- ⑤只見ブナ・センターによる「只見ユネスコエコパーク」の情報発信
- ⑥既存観光施設・交流促進施設の維持補修、再整備と魅力アップづくり
- ⑦イベント開催時の観光施設への周遊誘導策の実施
- ⑧観光スポット等（遊歩道・登山道・ビューポイントなど）の維持・管理・修繕

(2) 観光客の誘客促進

- ① ホームページ・SNS・動画配信等による情報宣伝の強化・充実
- ② ゆるキャラ「ブナりん」のイベント等での積極的な活用
- ③ 魅力あるパンフレット・ポスター等の作成による町のPR
- ④ 着地型旅行商品の企画・開発
- ⑤ 広域市町村との連携強化による周遊情報発信
- ⑥ 道の駅・川の駅などの交流拠点の整備
- ⑦ 国際化に対応した多言語情報（看板・パンフレットなど）の提供と人材育成
- ⑧ 只見ふるさとの雪まつりによる誘客促進

(3) ふるさと交流都市・近隣市町村・諸団体等との積極的な交流

- ① ふるさと交流都市（柏市）との多様な交流の推進（住民交流の推進）
- ② 只見川沿線市町村・新潟県魚沼市、三条市との多様な交流関係の構築
- ③ 新たな地域団体等との交流機会の発掘
- ④ 交流希望団体等の町内への短期宿泊制度・施設の拡充

(4) JR 只見線を活用した新たな誘客の取り組み

- ① 不通区間の解消に向けた利用促進事業の実施
- ② 「只見線に手をふろう条例」の普及啓発、只見線応援団の加入促進
- ③ ラッピング車両の運行による JR 只見線 PR と誘客促進
- ④ インバウンド観光推進のための PR と旅行企画造成
- ⑤ 「只見新緑満喫号」「只見夏休み満喫号」などの観光列車の定期運行
- ⑥ 只見線を活用した旅行企画・周遊プラン等の造成

(キ) その他

(1) 時代に即応した既存企業の育成・支援

- ① 新分野進出のための支援策の実施
- ② 知識・技術習得制度の活用
- ③ 地元高校卒業者が町内企業へ就業できる支援制度の創出
- ④ 雇用確保のための奨励金・優遇措置の検討
- ⑤ 起業家に対する支援制度の創出

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
2、産業の 振興	(1) 基盤整備	○農地中間管理機構関連農地整備事業 農地中間管理機構へ対象農地を貸し付け、80%以上の集積等要件を満たして県営により只見地区及び梁取地区の農地整備し農業の生産性向上、農業構造の改善を図る。	県	
	(9) 観光又は レクリエーション	○むら湯空調設備改修事業	町	
		○交流施設整備事業	町	
		○旅行村整備事業	町	
		○交流施設維持補修事業	町	
		○交流促進センター整備事業	町	
		○深沢温泉源泉施設改修事業	町	
		○駅前賑わい創出事業	町	
		○只見スキー場リフト改修事業	町	
		○道の駅整備事業	町	
	(10) 過疎地域 持続的発展 特別事業	○農業用施設整備事業 国・県の補助事業の該当とならない小規模の施設について補助金を交付する。	町	農業施設整備が促され、生産機能の維持が図られ、農業経営の安定化が図られる。
		○交流促進施設管理運営事業 只見町交流促進センター「季の郷湯ら里」の安定的な施設運営と誘客を促進する。	町	町唯一の温泉施設の安定運営により、雇用確保と交流・関係人口増を図り地域の持続発展につなげる。
		○観光施設管理運営事業 観光施設（只見スキー場・保養センター）の安定的な施設運営と誘客を促進する。	町	町唯一の観光施設の安定運営により、雇用確保と交流・関係人口増を図り地域の持続発展につなげる。
		○教育旅行推進事業補助金 風評被害等の影響により只見町への教育旅行の減少している。それらの対策として、ユネスコエコパークを活用した環境学習を中心とした誘致活動を推進するため、宿泊費、交通費等の補助を行う。	町	誘致活動により、教育旅行参加者が交流人口・関係人口につなげる。
○雪まつり実行委員会補助金 克雪・利雪そして冬の誘客を図るため、雪まつりにかかる補助金を交付する。		町	県内最大冬の一大イベントとして定着させ、交流人口・関係人口につなげる。	
○誘致企業除雪費支援事業 豪雪地帯である当町に誘致する企業にとって、冬季間の除雪対策は課題の一つである。町では、雇用など大きく貢献する企業に対して除雪費用の一部を補助として支援している。		町	条件不利地域での企業支援をすることにより、安定的な経営と今後の企業誘致に結び付ける。	

(4) 産業振興促進事項

I 産業振興促進区域及び振興すべき業種

・減価償却の特例（法第23条）

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

・課税免除及び不均一課税に伴う措置（法第24条）

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

II 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、(2)その対策、(3)計画のとおり

【他の市町村との連携】

「奥会津五町村活性化協議会」

本町を含む近隣の五町村が、「奥会津五町村活性化協議会」を形成し、様々な分野で相互に連携し圏域全体を活性化していくための取り組みを推進しています。

※移住・定住、周遊観光、只見線利活用、特産品開発、森林資源の活用、二次交通など

奥会津五町村活性化協議会
只見町 ・ 金山町 ・ 三島町 ・ 柳津町 ・ 昭和村

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという只見町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

現代の高度情報通信社会では、パソコン・スマートフォン等の情報通信機器が、必須のインフラとして浸透し、国と地方自治体を結ぶ総合行政ネットワークが整備され、各種申請や届出などがインターネット等を通じて行うことが可能となり、利便性の向上が図られました。

高度情報化は只見町においても例外ではなく、基盤となる光ファイバ網等の情報通信基盤の整備、携帯電話エリアの拡大やブロードバンド環境構築など地域住民の利便性向上を図ってまいりました。

また、国では2013年6月の「ICT成長戦略」や2020年12月の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」などが定めてられており「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」という目指すべきデジタル社会のビジョンが標榜されております。

このビジョンの実現のため、国が主導的に役割を果たしつつ、全国の自治体が足並みを揃えて、デジタル・トランスフォーメーション(DX)に取り組んでいく必要があり、国が提供するオープンデータやビックデータなどを利用し、多角的に地域の課題解決等を推進することが求められています。

(2) その対策

住民の利便性の向上と合わせ行政のスリム化を図るための高度情報通信による行政サービスの提供に努めます。また国の示す令和2年12月「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」及び只見町における「第七次只見町振興計画」を主軸に各種の事業展開を図ります。

(1) ICTを活用した行政サービスの展開

- ①ICTを活用した効率的な行政サービスの推進(超高齢化社会、農業、社会インフラでの活用等)
- ②行政総合情報システムの標準化・共通化・効率化・利便性向上に向けた調査・研究
- ③オープンデータ、ビックデータを活用した戦略的地域課題の解決
- ④行政手続き効率化のための調査・研究(手続きオンライン化、AI・RPAの活用等)
- ⑤情報セキュリティ(保安・防犯)対策の徹底(セキュリティポリシーの見直し等)

(2) 情報通信基盤の活用

- ①防災・観光情報発信ツールのコミュニティ FMの開局
- ②各観光施設等拠点でのフリースポット化及び観光情報発信ツールの提供
- ③地域社会のデジタル化(デジタル化可能な分野の洗い出し及び調査・研究)
- ④防災行政無線の機器更新
- ⑤テレビ難視聴地域の解消
- ⑥移動通信用鉄塔整備

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3、地域にお ける情報化	(1) 電気通 信施設等情 報化のため の施設	○R289 八十里越移動通信用鉄塔整備	町	
		○防災行政無線施設維持補修事業	町	
		○只見町テレビ難視聴地域解消事業	町	
	(2) 過疎地 域持続的発 展特別事業	○ICT を活用したサービス効率化検討事業 ICT を活用した、地域社会のデジタル化や行政サ ービスの効率化のため、現状の課題やデジタル化で きる分野かどうかの洗い出し・検討を行う。	町	持続的発展を目指し 当地域のサービス向 上可能な分野を洗い 出し、将来の導入へ の基礎とする。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという只見町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

地域の振興発展と豊かで住みよい生活環境を創造するには、道路網の整備は極めて重要となっています。本町の道路体系は、国道 252 号及び国道 289 号を中心として周辺町村に伸びていますが、国道 252 号六十里越地点は、冬期 6 ヶ月間交通が途絶し、国道 289 号八十里越地点は、現在工事中であり、早期開通が強く望まれています。市街地については、幅員が狭く見通しが悪い箇所が存在しており、交通安全の観点からもその解消が求められます。

また、高速道路インターチェンジへの到達時間はどのルートを利用しても 1 時間以上を要し、高速交通網へ隔絶した地域になっています。さらには、県道未改良区間も残されており、早期の整備改良が求められています。特に冬季間や災害時に備えた代替対策として複数ルートの確保が望まれます。

県道においては、特に県道小林・館の川線が平成 23 年の新潟・福島豪雨災害時に国道 289 号線の迂回道路としての役割を担い、その重要性が再認識され早期の整備促進が求められています。

町道については、国・県道へのアクセスなど住民生活を送るうえで重要な道路でありますので、整備計画に基づいて着実に整備していくことが求められています。

JR 只見線は、平成 23 年 7 月の豪雨災害の影響により未だ一部不通となっており代行バスでの運行となっています。国、県、沿線市町村等との連携により来年再開通予定ではありますが、南会津と北陸を結ぶ唯一の交通機関であり、多くの写真家、旅行者等にも愛されている路線であるため、今後も連携を強化し、観光路線として利活用を促進させる必要があります。

その他の公共交通は、只見～小林・山口線と只見～塩沢線の定期路線バス 2 路線が平成 18 年度に事業者の撤退で無くなったため、町では同年 10 月よりデマンドタクシーの運行(平日のみ)を開始、また令和元年度からは、只見駅と会津田島駅を結ぶ定期路線バスを運行しており、高齢者の買い物・通院等の交通環境の改善はみられます。今後は新潟県三条市とつながる国道 289 号の開通が見込まれるため、既存の公共交通の見直しと併せ、総合交通体系の構築が必要となっています。

冬季交通の確保については、国・県道については常時除雪を実施しています。町道についても町が所有する除雪機械 18 台を民間業者に貸し付け、378 路線 136.4km を委託除雪とし、更に 2 台の除雪機械で町施設等の除雪を行っています。路線数が非常に多い為、通勤・通学時間帯までに除雪が間に合わない場合もあり、除雪機械の数や人的配置及び経費的な観点から難しい課題となっております。

消雪施設は、町内国道 8 箇所・総延長 6.2km、町道 2 箇所・総延長 1.02km の施設がありますが、水量不足や散水施設の老朽化の問題など、その機能が十分発揮されていない箇所もあり改良が必要であります。

(2) その対策

基幹道路である国道 289 号（八十里越）の早期開通と国道 252 号（六十里越）の通年通行の確保が必要です。県道については、小林・館の川線において約 1,000m の未改良区間が残され、小林・会津宮下停車場線には通行不能区間、布沢・横田線は通年通行確保とそれぞれ課題となっていますので、早急な改良が必要です。

町道については、目標整備率を改良率 60%、舗装率 50% と定め整備・補修を図ります。同じく、林道や橋梁についても必要に応じて整備・補修を行います。冬季生活道路の確保対策として除排雪はもちろんのこと防雪施設、消雪施設、流雪溝の整備を積極的に進めます。急勾配、急カーブ等、通行が不便な区間の解消と、道路拡幅改良工事による孤立住宅路線の解消及び除雪を含めた一軒家対策の解消に努め、雪に強い生活環境の整備を図ることを目標とします。

JR 只見線については、来年全線再開通となるため、只見線利活用の視点をもち、滞在プラン等の造成など様々な利用促進事業を実施し、国や県、沿線市町村や他との連携を図ります。

また、交通弱者に対する公共交通維持については、引き続きデマンド型タクシー運行と定期路線バスによる高齢者等の買い物・通院等への支援を継続します。あわせて、今後新潟県三条市へ開通する国道 289 号を活用した総合的な交通体系構築による改善を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4、交通施設の整備 交通手段の確保	(1) 市町村道 道 路 橋りょう その他	町道新設改良事業	町	
		橋りょう長寿命化事業	町	
		長浜幹線道路改良事業	町	
		排水施設改良事業	町	
	(3) 林道	林道維持補修事業	町	
	(8) 道路整備機械等	除雪機械更新事業	町	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業	○地域公共交通運行事業 町内の生活交通手段であるデマンドタクシーの運行事業、隣町の定期路線バスなど地域内の様々なニーズに対応する公共交通の構築を図る。	町	医療・福祉・観光などに対応する交通体系を整え、持続的発展につなげる。	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという只見町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

(ア) 水道事業

令和2年度末における町管理の給水施設は、平成22年度に統合となってからは9か所の施設を管理しており、1,612世帯、3,760人に給水し、給水普及率は91.4%となっています。

しかしながら、施設の老朽化等の問題もあることから今後も施設の現況調査等を実施し、改良計画（施設統廃合及び老朽化施設更新等）を含め検討する必要があります。

(イ) 下水道等事業

平成7年度から実施の農業集落排水対策事業は町内全域の施設整備が完了しましたが、当初設置された施設が大規模な更新時期を迎えることから計画的更新とあわせて、適正な維持管理が課題となっています。農業集落排水施設区域外については、引き続き汲み取り及び単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進する必要があります。

事業推進に際しては、生活環境の改善や水質浄化の問題についてさらに住民の意識啓発を図る必要があります。

(ウ) 環境衛生

有限な資源を後世に引き継ぐことは、持続可能な社会を構築するために必要不可欠であり、町民一人ひとりができる範囲で、自分でできることを積極的に行うことで、かけがえない只見の豊かな自然環境を後世に残すシステムの構築が必要となります。

本町のごみ処理は、南会津地方環境衛生組合の処理施設によって、指定ごみ袋による可燃ごみ、不燃ごみの収集と3種類のガラス瓶とペットボトル等の分別収集及び粗大ごみの収集を行っています。ごみ処理の基本は、分別収集することであり、ごみのリサイクルは社会に定着しつつありますが、今後も質の高いゴミの分別を啓発していく必要があります。また、不法投棄もみられるため環境や美しい景観が損なわれています。不法投棄の防止は地域での監視が重要であり、今後も地域や不法投棄監視員の協力を得て積極的に対策を図ります。

(エ) 消防・防災

昭和49年に広域常備消防体制が整い、消防と救急体制が大幅に充実しました。同時に、非常備消防団への施設整備も進められ、施設充足率も高くなりました。しかしながら、消防団に求められるニーズは年々増している状況ですが、少子高齢化が加速し、加えて若者の流出により団員確保が年々難しい状況にあります。さらに、消防設備の老朽化などが重要な課題となっております。消防団員数が減少傾向にあるなか、有事の際に最大限の効果を発揮できるよう消防設備の更新などを図り、消防体制の維持を進めていくことが重要となっています。また、近年全国的に多発している大規模災害にも備え、防災設備の更新やハザードマップ、地域防災計画なども見直しを図り、大規模災害に備えていくことが重要となっています。

(オ) 公営住宅

これまで町営住宅が主に担ってきた定住のための住宅については、老朽化が進み長寿命化対

策が必要となっています。しかし、共働き世代の増加により所得が増加したことで、公営住宅法に基づく所得制限で入居できないケースも増えていることから、多様なニーズに対応した若者などが安心して定住できるための住宅の整備が求められています。一方で、町内には空き家が増えていることから、そのうちの優良な空き家を定住のための住宅として有効活用し、定住と空き家解消を図る制度の充実が求められています。

(2) その対策

(ア) 水道事業

- ①簡易水道施設の計画的な管理・運営
- ②集落営給水施設の改善事業の実施
- ③水質の安全・安定供給体制の維持・推進

(イ) 下水道事業

- ①農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置整備事業の計画的な管理・運営
- ②合併処理浄化槽の設置・定期検査等の適正管理の推進
- ③コンポストの利用促進
- ④水環境維持のための啓発活動の充実

(ウ) 環境衛生

- ①環境衛生教育の推進（普及啓発と学習会の開催）
- ②ごみの分別収集、資源化の推進
- ③資源循環型社会の実践
- ④不法投棄に対する地域住民による見回り・監視体制の充実と花壇の設置
- ⑤ペット動物に係るマナーの徹底

(エ) 消防・防災

- ①消防（水防）施設整備の設備促進と更新
- ②防災などの危機管理対策の充実（ハザードマップ、地域防災計画など）
- ③救急医療体制の強化を図り、広域医療システムを確立する。

(オ) 公営住宅

- ①町営住宅の老朽化対策と定住住宅の整備促進
- ②空き家活用のための情報管理と支援制度の充実
（空き家バンク制度の創設、空き家改修補助事業の拡充等）
- ③空き家を未然に防ぐための新たなモデル事業の創設
- ④只見産材を利用したモデル住宅の普及啓発と支援制度の充実
（県産材補助制度の周知・広報）
- ⑤地域に合った在来工法の伝承・研究活動の実施

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業 主体	備考
5、生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	○只見統合簡易水道施設長寿命化事業	町	
		○只見統合簡易水道整備事業		
	(2) 下水処理施設 農業集落排水施設	○農業集落排水施設長寿命化事業	町	
		○農業集落排水施設整備事業	町	
		○農業集落排水機能強化事業	町	
		○合併浄化槽設置整備事業	町	
	(5) 消防施設	○救急自動車更新事業	町	
		○小型動力ポンプ、消防車両更新事業	町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	○防災等危機管理対策事業 ハザードマップ・地域防災計画の更新を行いブラッシュアップする。	町	具体的被害を予測し、将来にわたり町民の命を守る避難行動につなげる。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという只見町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

(ア) 高齢者福祉

只見町の65歳以上の高齢者の人口は、平成17年の2,095人をピークにやや減少し、その後横ばいの状態が続いています。高齢化率は、平成7年の29.2%から平成27年は全国平均の26.6%を大きく上回る44.2%と、高齢者の占める割合が住民の4割強までになっています。さらには、後期高齢者(75歳以上)が増加し、平成31年では1,241人で、総人口に占める割合の29.2%と4人に1人の割合となり、それらに対する早急な対策が求められています。

町では、介護老人保健施設「こぶし苑」や特別養護老人ホームの「只見ホーム」、「あさくさホーム」を設置し、施設介護体制を整備しておりますが、いまだ入所待ちを余儀なくされている方がいる状況であり、施設介護への依存が高い状況にあります。しかし、施設介護にはおのずと限界があることから、今後は、在宅介護を基本にした介護サービス基盤の整備、介護サービスの質の向上を図り、在宅介護が円滑に行われるような仕組みを構築し、老後生活の不安要因の解消が求められます。

また、高齢者がいきいきした生活を送ることができるよう、各種の検診事業の実施や健康相談事業に取り組み、高齢者ができる限り寝たきり等の要介護状態にならないよう保健師などによる介護予防活動を展開していますが、急速な高齢化とともに高齢者だけの世帯の増加による老老介護問題や、認知症高齢者も増加傾向にあり、自宅での介護が難しいケースがあり、効果的な介護予防を図る事業の展開や地域で支える包括的なケアシステムの再構築と体制強化と資質の向上が求められています。

(イ) 児童福祉

全国的な人口減少や少子化の進行により、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化が顕著となっており、子育てへの不安感や孤立感を抱いている家庭も少なくありません。

本町においても、子どもを安心して生み育てることができる環境の整備と、地域社会全体で子育てを支える仕組みづくりの推進を図るため、令和2年3月に「只見町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定したところです。

社会情勢の変化や国の新制度とあわせて、行政と町民の協働体制を推進し、子どもの健やかな成長と域全体で支援する環境を整え、子どもを安心して生み育てることができるまちづくりの構築が求められています。

(ウ) 母子・父子福祉

令和3年6月末時点で母子世帯は30世帯、父子世帯5世帯であり、安心して子育てができる環境づくりが必要です。

(エ) 障がい者福祉

只見町には、約400名の障がい者(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)の方が生活しています。地域社会にとって「障がい」をもっている方々は同じ地域住民であって特別な方々ではありません。誰もが、障がい者になる可能性があることから、様々な対策が求められています。

あわせて、障がい者が、一個人として主体性・自立性を確保し、社会活動に参加でき、その能力が十分に発揮できることを推進するための施策の充実が必要となっています。

(オ) 地域福祉

少子高齢化の進行とともに、地域では相互扶助精神が希薄化するなど生活上の諸課題が複雑化しており、求められる福祉サービスも多様化しています。

このような中で、地域住民や NPO、ボランティア団体等が主体的に地域課題と向き合い、行政とともに総合的な福祉政策を推進し、住民のボランティア意識の向上や住民同士の相互の支えあい意識の醸成等による地域コミュニティの活性化、関係団体のネットワーク強化による、地域力の向上が必要となっています。

また、令和7(2025)年には団塊の世代が後期高齢者となり、令和22(2040)年には団塊の世代のジュニア世代が65歳以上になり現役世代が減少することが予想されており、一人暮らしや高齢者世帯、認知症高齢者の増加が見込まれています。このことから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくために、介護サービスの確保にのみに留まらず、医療・介護・介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて構築していくことが求められています。

(2) その対策

(ア) 高齢者福祉

(1) 住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちづくり

- ①老人クラブ活動育成事業の充実
- ②身近な集会所等を活用した住民主体の事業の推進（サロン支援事業の普及）
- ③敬老会の定期開催と敬老祝金支給事業の展開

(2) 明るく活力に満ちた高齢化社会の推進

- ①シルバー人材センターによる高齢者の雇用機会の創出
- ②健康診断、健康相談等の各種高齢者保健サービスの充実
- ③地域住民等の連携による訪問指導の充実
- ④高齢者食生活改善事業及び生活習慣改善事業の展開

(3) 保健・医療（介護）・福祉の連携

- ①在宅高齢者を支援するための各種事業の充実
（緊急通報システムの整備、除雪支援保険事業、福祉商品券助成事業等）
- ②認知症高齢者等の権利擁護及び虐待防止にかかる相談・支援体制の充実
- ③地域全体での高齢者の支えあい、見守る体制の環境整備と意識醸成
- ④地域包括支援センターの機能強化
- ⑤養護老人ホームや高齢者住宅等の整備

(4) 介護予防の推進と日常生活支援の充実

- ①介護予防事業への参加の推進
- ②通所型介護予防事業の実施

③訪問型介護予防事業の実施

(5) 在宅医療・介護連携の推進

- ①地域の医療・介護サービスの資源の把握と情報の共有支援
- ②地域医療・介護連携の課題抽出と対応の協議
- ③地域医療・介護連携に関する相談の受付等
- ④在宅医療・介護関係者の研修と人材育成
- ⑤24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
- ⑥地域住民への普及啓発
- ⑦二次医療圏内・関係自治体との連携

(イ) 児童福祉

(1) 子どもの健やかな成長を育む環境整備

- ①保育受け入れ態勢の確立（育休満了時の1歳到達時からの受入、0歳児保育の実施）
- ②保育料の軽減対策の実施継続
- ③「放課後子ども総合プラン」に基づく各種事業の展開
- ④多様なニーズに対応する保育所の再編・整備の検討
- ⑤思春期保健学習の取り組み
- ⑥心のケア対策への取り組み

(2) 安心して生み育てられる環境づくり

- ①延長保育と病児保育事業の実施
- ②放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）や一時預かりサービス事業の拡充
- ③子ども医療費助成・子宝祝金支給事業の充実
- ④子育てガイドブックの作成
- ⑤育児サークル等の子育てネットワークづくり
- ⑥各種健診、予防接種事業、不妊治療費助成事業の継続
- ⑦妊婦健診の充実

(3) 地域で子どもを見守り大切に作る町づくりの推進

- ①冬季・雨天時などでも親子が共に遊べる場の整備
- ②地域における見守り活動の推進
- ③通学路等の子供の安全の確保対策の推進
- ④発達段階に応じた食育の啓発・推進
- ⑤地域と連携した食の学習機会の充実
- ⑥地産地消型給食の推進

(4) すべての家庭が安心とゆとりをもてる子育て支援の充実

- ①障がいのある児童の早期発見、早期治療の実施
- ②重度心身障害児介護手当、療育児童通院交通費給付事業の継続
- ③児童虐待の発生予防と早期発見に向けた関係機関との連携強化
- ④すこやか激励金支給事業及びひとり親医療費助成事業の継続
- ⑤ひとり親家庭等の相談体制の充実

(5) 少子化対策

- ①花嫁・花婿対策事業の実施（出逢いの場の提供と相談活動の実施）
- ②広域での異業種間交流による出会いの創出
- ③後継者・親御向けセミナー

(ウ) 母子・父子福祉

育児に関する教育と相談の充実

(エ) 障がい者福祉

(1) 障がい者福祉の充実

- ①障がい者の活動紹介と理解の促進（集落・地域で支える運動の展開）
- ②障がい者にやさしい公共施設の整備（バリアフリー化）
- ③障がい者への相談体制・情報提供の充実
- ④早期発見・早期治療の充実及び支援
- ⑤在宅福祉サービスの充実

(2) 障がい者の社会活動への参加促進

- ①発達支援相談会と保育所・関係課との連携
- ②保育・学校教育サービスの充実
- ③雇用の奨励と啓発
- ④障がい者等の活動する場所の提供及び小規模作業所への展開
- ⑤イベント等への参加促進と支援
- ⑥ボランティアの育成

(オ) 地域福祉

(1) 住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちづくり

- ①老人クラブ活動育成事業の充実
- ②身近な集会所等を活用した住民主体の事業の推進（サロン支援事業の整備）
- ③敬老会の定期開催と敬老祝金支給事業の展開

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

過疎持続的 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業 主体	備考
6、子育て環 境の確保、高 齢者等の保健 及び福祉の向 上及び増進	(4)介護老人保健施 設	介護老人保健施設改修事業 介護老人保健施設整備事業	町 町	
	(8)過疎地域持続的 発展特別事業	○除雪支援保険給付事業 町内の除雪支援業者との契約により、軒 下除雪を依頼した高齢者世帯等で国民健康 保険などの軽減を受けている世帯へ、その 費用の一部を助成。	町	冬季間の高齢者等の安心・安 全な生活の一部を支え、高齢 者世帯等の除雪問題解決を図 る。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという只見町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

町内唯一の医療機関である朝日診療所は、常勤医師2名、歯科医師1名、看護師14名、看護助手4名、放射線技師1名、歯科衛生士2名、その他事務職等総勢35名体制で診療をしており、ベッド数は19床となっています。隣接する介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、保健福祉センターと連携し、保健・医療・福祉の包括的ケアに取り組むとともに、地域住民の健康と福祉の向上のため、質の高いプライマリ・ヘルス・ケアの提供を目指しています。

本診療所は「かかりつけ医」として、町内のみならず近隣町村の一次医療機関の役割を担っています。しかしながら、二次医療・三次医療機関までは、救急車であっても約1時間～2時間の時間を要する立地となっており、救命救急医療の大きな課題となっています。

さらには、医師や看護師等の医療従事者の不足が続いており、令和2年度から常勤医の減により夜間救急の受入れを停止しています。これは、高齢化の進む過疎・中山間地域においては、町民の不安要因となるほか、観光や移住・定住の観点から見ても大きな影響を及ぼすものと懸念しています。

高齢化の進行とともに、地域医療が果たす役割は年々重要度が増しています。診療所は一次医療機関としての役割はもとより、緊急時の際に二次医療・三次医療機関である専門医・総合病院・大学病院と綿密な連携を図りながらより良い医療を提供することが必要となっています。

(2) その対策

安定した医療を提供するためには、まず医療を支える人材の確保が必要です。医師や看護師等の確保を最優先に取り組みなくてはなりません。引き続き、県や大学病院への医師派遣の要望を行うとともに、民間病院との連携や独自の医師確保の取組みを積極的に進めます。

良質な研修環境を整備し、臨床研修医の受入れや看護師等の研修、人材交流が図れる仕組みを構築し、医療従事者採用の積極的な働きかけを行います。さらには、医療従事者の住宅確保も計画的に取り組みます。

高齢化の進行に伴い、入院患者も高齢者が多く、入院病棟や浴室の改修が必要な時期に来ています。近隣の医療機関との連携や今後の救急医療体制をみながら、計画的な施設改修及び医療機器の整備を行います。

在宅ケアを必要とする方への訪問診療や訪問看護を積極的に行い、隣接する介護老人保健施設、特別養護老人ホーム等と一体となった、保健・医療・福祉サービスのさらなる充実を図ります。

さらには、二次医療・三次医療機関との連絡を密にした連携強化による相互医療体制の充実を図るとともに、国道289号八十里越の開通を見据え、新潟県の医療機関との連携体制の構築を図ります。

(ア) 地域医療体制の充実

- ①救急医療体制の整備の充実
- ②朝日診療所と二次・三次医療機関との連携強化
- ③来院患者の病状等を的確に医師につなぐ診察システムの確立

④国道 289 号八十里越の開通を見据えた医療機関の連携

⑤総合的医療福祉体制の充実

(介護老人保健施設、特別養護老人ホーム等と一体となった保健・医療・福祉サービス)

(3) 計画

事業計画 (令和 3 年度～令和 7 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の 確保	(4) その他	医療機器整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという只見町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

(ア) 学校教育の振興

子どもたちを取り巻く環境や子育ての変化に伴い、学校教育に求められる課題も年々多様化してきています。「地域の宝」でもある本町の児童生徒は、恵まれた自然と温かい家族・地域住民に見守られ、優しい気持ちを持ち、スポーツや勉学に真面目に取り組む姿が多く見られる反面、少人数ゆえに人的交流や体験が不足がちであったり、一人一人を手厚く見守り導くため社会性・自己解決力・忍耐力が十分に育っていなかったりと、社会に将来出て生活していく上での弱点も垣間見えます。

よって、学校の中で人として必要な素養や学力を身に付け、心豊かで郷土に誇りをもちながら自分の道を切り拓いていける人材を育成することが必要であり、学力向上とあわせて、心の教育や人間力を高める教育の充実が求められています。そのために、様々な体験や学習を通して生きて働く力を育成することが重要であるため、ユネスコスクールとして、郷土学習である「只見学」をさらに充実させ、郷土を愛し広い視野をもった人づくりを町ぐるみで進めることが求められています。

学習環境としては、デジタル化社会への対応と教育の質を高めるためのICTの活用と充実が必要です。あわせて、子供たちの安心・安全の面では、広域となる学区の通学、交通事故、雪・災害などの安全対策を進めていくことが求められています。

一方で町内の3小学校においては、学齢人口の減少により一部で複式学級の導入もあり、統合の必要性については、今後も検討しなければならない課題となっています。また、只見中学校の生徒の9割程度が県立只見高等学校へ進学してはいるものの、依然として只見高校への生徒の確保が厳しい状況であるため、山村教育留学制度による生徒の確保が必要です。地域の高校を存続させることは、町の活性化や地域の存続にもつながる重要な課題であり、今後も充実した指導や魅力ある取り組みを増やしていくことが求められています。

(イ) 生涯学習の推進

近年、高度情報化・少子高齢化・過疎化等、地域社会の状況や教育を取り巻く環境が急速に変化しています。

本町においても、少子高齢化や核家族化が進み、地域コミュニティ活動が低下の傾向にあり、学校・家庭・地域の連携強化や体験活動、学習機会の拡充など社会教育の重要性は一層高まっています。

しかし、職場での勤務体制の多様化や個々の意識の変化から、これまで続けられてきた青年団活動や地域活動に参加する青年層の減少が課題となっていることから、時代に即した学習機会の拡充や本町で活躍しリーダーとなる人材の育成を早急に進める必要があります。

地域づくりの拠点である振興センターは、地域のコミュニティの場および人間形成の場としての役割を担っており、本町の「人づくり」「地域づくり」「健康づくり」を推進するため、行政と一体となって取り組みを進めているところです。多様化する町民ニーズに対応するため、学習機会・情報提供・学習施設の整備充実を図り、町民一人ひとりが学びを深め学習の成果を地域に生かすことができる仕組みづくりを構築するため、町長部局や振興センターとの連携強化が求められています。

(2) その対策

(ア) 学校教育の振興

(1) たくましく自立できる力の基礎となる教育内容の充実

- ①持続可能な社会を構築する担い手を育むESD(持続可能な開発のための教育)
- ②総合的な学習「只見学」の推進と「只見愛」の育成
- ③基礎的な学力と体力の向上
- ④外国語教育の充実
- ⑤防災教育、放射線教育の充実
- ⑥心を育てる読書活動の推進
- ⑦道徳教育の充実とコミュニケーション能力の育成
- ⑧情報教育の充実と情報活用能力の育成
(情報通信技術を活用した教育活動の展開)
- ⑨起業家精神の育成
- ⑩保小中高連携教育の推進 (レインボープランの継続強化)
- ⑪コミュニティスクールの推進
- ⑫インクルーシブ教育の推進

(2) 教育環境、教育施設・設備の改善・充実

- ①教育相談機関の充実 (相談窓口、カウンセラー、SSW の設置)
- ②奨学金制度の充実
- ③校舎、体育館等の改善・修繕による教育環境の整備
- ④学区内及び校地・校舎内の事故防止、安全確保のための点検・整備
- ⑤スクールバスの計画的な運行・整備
- ⑥給食センターの充実
- ⑦教員住宅の修繕等整備
- ⑧学童児童減少に伴う小学校統合の検討
- ⑨奥会津学習センター施設の充実

(3) 地域の発展と人財の育成を担う県立只見高等学校への支援

- ①県立只見高等学校振興対策の充実
- ②地域課題解決型等の特色あるコース等の創設
- ③奥会津学習センターの生徒支援機能の充実
- ④地域や企業等との連携した取組の強化
- ⑤地域課題解決に向けた教育活動実現のための支援

(イ) 生涯学習の推進

(1) 生涯学習体制の充実

- ①地域に学び地域を創造する生涯学習「只見学」の推進
- ②町民ニーズにあった多様な学習機会の充実
- ③自主的な生涯学習の場の提供とサークル活動の奨励 (講師登録制度)
- ④世代間交流事業の実施、拡大
- ⑤町長部局と振興センターとの連携強化 (地域間交流や連携による事業の充実)

⑥地域学校協働活動の推進

(2) 人材育成支援の充実

- ①只見で活躍し各分野でリーダーとなる人材の育成の推進
- ②循環型生涯学習を構築するための学習活動の支援や指導者の育成

(3) 生涯学習施設の整備・充実

- ①只見地域の自然、文化、歴史を学ぶ施設の充実
- ②高度情報化に対応した振興センター機能の整備
- ③学校教育施設の活用
- ④図書館整備や図書の実と効果的活用

(3) 計画

事業計画（令和3年～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
8、教育 の振興	(1)学校教育関連施設	校舎	○学校施設修繕改修事業	町	
		屋外運動場	○学校施設修繕改修事業	町	
		水泳プール	○学校施設修繕改修事業	町	
		教職員住宅	○外壁改修・建設工事業	町	
		スクールバス・ボート	○スクールバス更新事業	町	
		給食施設	○厨房機器更新事業	町	
	(3)集会施設・体育施設等	集会施設	○集会施設整備事業	町	
			○集会施設修繕事業	町	
			○檜戸集会施設新築事業	町	
		体育施設	○下福井集会施設新築事業	町	
			○町下野球場修繕改修事業	町	
			○町下体育館修繕改修事業	町	
			○町民プール解体工事	町	
			○町下広場管理棟改修事業	町	
		その他	○亀岡多目的活性化広場 防球ネット・風防ネット工事	町	
			○振興センター施設改修事業	町	
	(4)過疎地域持続的発展 特別事業	○小中学校学力向上事業 学校教育（義務教育）は、子育てをしていく上で不可欠な基本的な事であり、過疎地に住んでも子どもへ影響を及ぼさない対策が必要である。町では、教師・児童生徒・保護者に対して学力向上となる各種事業を実施する。	町	人材育成に必要な基礎学力を高め、多様な人材を育成し将来の町の発展基礎となる。	
			○只見高校振興対策事業 過疎地での少子化による県立高等学校の生徒数の減少を抑え、様々な支援策により生徒の確保や教育環境の充実を図る。	町	高校振興による地域振興を図ることで、交流・関係人口を増やし将来にわたり地域の持続発展につなげる。
			○中体連補助金 只見中学校生徒の体育、学芸の振興及びスポーツ・文化を通じた健全育成を目的として、中体連等の大会に参加するための経費について補助金を交付する。	町	人材育成に必要な対外的な大会参加の機会を高め、多様な人材を育成し、将来の町の発展基礎となる。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという只見町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

只見町は、昭和34年に合併して以来3地区それぞれが特色ある地域づくりとして、様々な事業を展開してきました。その結果、町の行事以外にも各種行事が重なることや、同様の内容の行事が各地区で開催されることもあり、参加者が分散・減少するケースが生じています。さらには、3地区がそれぞれに地域づくり活動を行うこともあり、町民の連帯感がなかなか醸成されない面が見受けられます。

今後、只見町が一体となって町づくりを進めていく上では、古くから集落などに受け継がれてきた歴史や風土などのそれぞれの個性を残しつつも、同様の行事の整理・統合、合同開催などを進め、交流や情報交換の場として、町民が一体となる仕組みづくりが求められています。

集落においては、高齢化や核家族化などにより人口減少が著しい集落も増え、集落や地区ぐるみの協力体制が薄れてきています。その結果として、集落・地区そのものの活力や相互扶助意識の低下を招き、集落としての機能維持も困難な状況が生じているところもあり、耕作放棄地の拡大や放置されたままとなっている危険な空き家も増え問題となっています。

また、豊かな自然や田舎暮らしを求め、移住されている方やこれから移住を考えている方もおりますが、価値観の違いや山村の歴史的風習や決まり事などに戸惑いを感じていることも実態としてあります。今後は、町内に移住を希望する方や一時期を町内で過ごされる方などが増大することが予想されます。

このように、移住者等が増えることは、少子高齢化・過疎化が進む当町にとって歓迎すべきことであり、新たな視点で地域の魅力発見や空き家・耕作放棄地の対策など、集落活性化を生み出す貴重な存在になるものと期待されます。また、新たな移住者を確保する対策として、国が推奨する地域おこし協力隊等の受け入れも一つの有効手段として考えられます。

今後は、新たな視点を持った移住者等の受け入れを積極的に進めるために、移住者等の方々が安心して生活できるための情報提供などの仕組みづくりが求められています。

(2) その対策

(ア) 集落・振興センターなどを中心とし、住民交流を主体とした地域づくり

(1) 町がひとつになる仕組みづくり

- ①各地区の地域づくり委員会・自治振興会の合同会議による情報の連携
- ②社会教育活動、生涯学習活動の整理と類似行事の統合検討
- ③町内一体の社会教育団体等の相互交流機会の創出
- ④地区単位で組織されている各種団体間の交流推進と統合の検討
- ⑤集落間の交流機会の創出

(2) 自発的・主体的な地域活動の支援

- ①地域をみがく活動の推進（集落点検や魅力発見事業・住民同士の交流機会の増）
- ②集落計画の実践（交付金活用による課題解決・活性化）
- ③外部有識者を活用した実践活動の推進（産学官民の連携）
- ④各種ボランティア活動への支援

(3) 助け合いによる集落・地域づくりの推進

- ①集落伝統行事等の伝承活動や集落・地区を知る運動の推進
- ②集落維持・集落交流のための交付金制度の充実
- ③集会所の積極的な活用のための環境の確立
(施設の維持管理・集落交流の場としての整備)

(4) 住民と行政が協働したまちづくりの推進

- ①地域づくりの拠点としての振興センター権限の確立
(受付・調整・実行・チェック機能等)
- ②定期的な各課と振興センターとの連携・情報共有体制の確立
- ③職員と振興センター・集落代表者等が定期的に協議できる仕組みづくり
- ④集落支援員等の活用による集落点検、集落担当窓口の一本化

(イ) 新たな視点による地域づくり

(1) 移住者に対する情報提供の仕組みづくり

- ①町の定住支援策や生活するための解説書の作成
- ②空き家等生活する住居の情報提供
- ③定住等の相談窓口の設置 (情報の一元化)

(2) 地域おこし協力隊・集落支援員の活用

- ①集落での地域おこし協力隊の活用モデル事業への取り組み
- ②各種課題に対しての地域おこし協力隊の活用検討
- ③集落支援員による集落点検と各種事業の展開

(3) 計画

事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9、集落の 整備	(2) 過疎地 域持続的 発展特別事業	○地域づくり推進交付金事業 高齢化、過疎化が進む中で、地域コミュニティの向上を目的とする事業を実施する町内の集落及び団体に対して補助を行う。	町	住民自ら地域活性化、地域課題の解決に取り組むことで安定的かつ継続的な実践が見込まれる。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという只見町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

物質的な豊かさにも増して、心のゆとりや精神的な充実感が求められる時代となり、地域で培われた文化に対する興味や関心が高まっていますが、本町は文化施設が少ないため住民が芸術・文化に接する機会に恵まれておりません。文化活動は、振興センター等の施設を中心に進められ、「只見町文化協会」が中心となり加盟団体の育成や地域に根ざした活動を行っています。しかし過疎化の影響や構成員の高齢化が進んだことや若者の参加が減少傾向にあり、文化団体の活動も一部を除いて停滞気味となっており、さらなる環境整備が必要となっています。

本町の文化財は、歴史的・学術的な価値を持つものが多く、郷土の文化遺産として後世に受け継ぐことが必要です。有形文化財(建造物、古文書、考古資料等)や無形文化財(年中行事や郷土芸能等)は、保護・活用していかなければなりません。後継者不足の問題が大きな課題としてあります。また、平成15年に国指定重要文化財に指定された民具については、保存と活用方法、そして収蔵展示施設の整備が急務となっています。

本町に広がるブナ林は、平成13年から15年に行われたブナ林総合学術調査により、国内屈指の規模を誇ると評価され、平成26年度には「只見ユネスコエコパーク」としての登録が実現いたしました。この登録においては、自然環境ばかりでなく、そこから生み出された地域資源をよりどころにした私たちの暮らし・文化が世界的にも評価されたことによるものであり、理念である「人間と自然環境の共生を実現するモデル地域」として、自然環境の保護・保全、学術調査研究、人材育成、持続可能な環境資源の利用などを図りながら、地域の社会経済的な維持発展に取り組むことが必要となっています。

(2) その対策

(1) 文化活動の推進と奨励

- ①文化活動の推進と奨励
- ②文化活動推進体制の整備（文化協会への支援）
- ③文化行事の開催（文化祭、文化講演会等）
- ④芸術鑑賞の機会の充実（演劇、音楽、美術等）

(2) 文化財の保護と伝承

- ①文化財調査、指定保護運動の推進
- ②文化遺産の保護・活用（八十里越えの史跡化）
- ③民俗文化財の保存と活用
- ④天然記念物の保護

(3) 伝統文化を継承する人材の育成

- ①食文化等の人の技・物・食の伝承
- ②郷土芸能と伝統工芸の後継者育成
- ③伝統行事の継承

(4) 文化保存環境の整備

- ①民俗資料等の収蔵・展示施設の整備
- ②文化施設機能の整備
- ③文化資料等のデータベース化と情報発信

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10、地域文化 の振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	○文化財保存修繕事業	町	
		○民具収蔵展示整備事業	町	
		○会津ただみ考古館改修事業	町	
	(2)過疎地域持続的発展 特別事業	○八十里越古道等調査事業 国指定の文化財登録を目指し八十里越古道の調査を実施する。	町	郷土の歴史・文化の理解を深め、地域資源の保全利活用の推進につなげる。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという只見町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

12. 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

(ア) 脱炭素地域の必要性

CO₂削減は世界的な取り組み(パリ協定)となっており、日本は2050年脱炭素が目標(2050カーボンニュートラル)となっている。日本でも民間企業や金融機関も積極的取り組みが増加している。当町では車は主にガソリンか軽油を使用(主に原油を中東から輸入し遠方から運搬)(灯油も同様)、電気は東北電力等から購入(主力燃料は火力発電などで石炭をロシア等々から輸入して発電)しており、町は多くのお金を海外へ流出させ、エネルギー資源を購入している。また、エネルギー利用に際し多くの二酸化炭素(CO₂)を発生させている。

この状況から脱却すべく脱炭素社会の実現を推進(再生可能エネルギーの導入を推進)しなくてはならない。特に自然環境及び生物多様性と人間との調和と共生を図り、持続可能な地域社会を実現するというユネスコエコパークの理念・目的を達成するため、また、地球温暖化や自然災害の頻発を防ぐためにも再生可能エネルギーの利用促進及び脱炭素地域社会の実現に取り組まなくてはならない。

(イ) 地域再生エネルギー創出の可能性

再生可能エネルギーには太陽光発電、風力、水力、地熱、バイオマス、潮力などが挙げられるが、太陽光は設置も簡易であるが、大規模設備は当町の豪雪には向かない。風力は一年中を通して風の強い地方向けで、安定した風量を得ることのできない当町には向かない。水力は既存の砂防ダムや水路を活用した小中水力発電や大規模ダムのかさ上げや発電ロス電機の活用などでの可能性が考えられる。地熱は費用と年数はかかるが技術の進歩に伴った開発の可能性が考えられる。木質バイオマス発電は各地で燃料の不足が懸念されるため大規模には向かないが熱を利用した小規模システムやその他のバイオマス発電等は有効と思われる。

以上、当町の地域特性から考えられる再生可能エネルギーの利用と脱炭素地域の実現に向けて取り組む必要がある。

(2) その対策

(ア) 地域再生エネルギー創出の取組み

- ① 田子倉、只見、大鳥発電所等、大規模電力の地域での電力利用推進
- ② 小中水力発電の調査開発研究
- ③ 地域地熱発電の調査開発研究
- ④ 木質・その他バイオマス等発電・熱エネルギーの利用促進
- ⑤ 太陽光発電の利用促進

(イ) 住民への支援や公共施設での利活用

- ① 電気自動車の導入促進
- ② 太陽光発電、蓄電池、オール電化住宅の推進
- ③ 薪やペレット、チップでの、ボイラーやストーブの導入促進
- ④ 公共施設、機関等での再生可能エネルギーの活用
- ⑤ 再生可能エネルギーの創出や利活用を推進する組織等の支援

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能 エネルギーの 利用の促進				

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという只見町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

(ア) 自然保護意識の醸成（人間と自然の共生）

平成26年6月12日に只見町全域と檜枝岐村の一部が「只見ユネスコエコパーク」に登録となりました。これは、特異な自然環境やそこで暮らす私たちの暮らしが世界的に認められた結果でもあります。しかし、その素晴らしさに私たちがまだまだ気づいていないという一面も多くあり、登録を契機にもう一度自然の大切さや地域に存在する貴重な宝を再発見・再確認し理解を深め、心から自然保護意識を醸成する必要が求められています。

ユネスコエコパークの理念・目的は、「保護・保全」「持続可能な地域振興」「学術調査研究・人材育成」の3点にあります。この理念・目的に基づき、生物多様性保護(野生生物保護条例)の制定や、身近に親しめる森や川の整備による自然環境と野生生物の保護・保全が必要とされています。また、各種自然環境の基礎調査などの学術調査やガイドの育成を行い自然の価値を高めるとともに、私たち一人一人の自然保護意識の醸成により、自発的な行動を促し、自然環境を保護・保全し、自然環境との共生を図り持続可能な地域振興へと結びつける行動が求められています。

(イ) 民間と行政が協働するまちづくり

地域の自立活性化を推進するために、今までは行政指導型の事業や施策が実施されてきました。近年の地方分権の時代では、そこに住む住民が大きな志を持ち、それぞれ持っている個性を生かすとともに、住民自らの発想で町を育ててくという心構え、熱意、行動力を持つ事が必要です。そのために、住民と行政が果たすべき役割を明確にし、目標に向かって協力・連携していく事が大切です。民間企業やNPO、ボランティアグループなども様々な活動を行ってきており、行政では、そうした活動を支援する制度充実等を図る必要があります。

(ウ) 遊休施設の活用、既存施設の長寿命化

人口の減少や少子化の進行により遊休化した学校施設や、地域課題の変遷により用途の見直しが必要な公共施設が存在しており、その有効活用が課題となっています。

これらの施設について、地域資源を最大限活用する起業支援施設や産業振興施設など、地域ニーズに対応した有効利用のための改修等を検討する必要があります。あわせて、老朽化した既存施設を将来にわたり安全・安心に利用するための長寿命化対策を講じるとともに、有効活用が見込めない施設については安全面に配慮し解体撤去の取り組みを進める必要があります。

(エ) 雪と共存するまちづくり

国内屈指の豪雪地帯である本町は、雪がもたらす豊富な水と広大な森林が1年を通じて安定した水量を供給し、その恩恵を受けて様々な生産活動を行い、収穫物を得ながら暮らしてきました。しかし、冬季間の生活が非常に厳しく高齢化が進行している現状では生命の危機に瀕することも大げさなことではありません。高齢者世帯は今後とも増加することが予想され、除雪等の支援の充実が喫緊の課題です。また、緊急事態において車両の通行が容易に行える道路の整備も必要です。一方、雪は確かに厳しいものですがその利用法を考えれば無限の可能性があるのでまた事実です。現在は利雪対策として「雪まつり」が行

われており、観光客の誘致に大きな役割を果たしていますが観光的資源としてだけでなく、様々な視点から利雪の方法を模索していく必要があります。

(2) その対策

(ア) 自然保護意識の醸成（人間と自然の共生）

(1) 自然環境の保全

- ①自然環境の基礎調査の実施
- ②「自然首都・只見」学術調査事業の実施
- ③高層湿原・湖沼、巨樹・巨木、希少動植物の保護・保全
- ④生物多様性保護（野生動植物保護）条例の制定
- ⑤生態系のモニタリングと外来種の駆除

(2) 自然の利活用

- ①只見の自然を身近に体験し、理解できる「ただみ自然観察の森」の整備推進と積極的な活用
- ②安心・安全な水辺環境の整備と川や湖に親しむ機会の創出
- ③町公認自然ガイドの育成
- ④「只見ブナセンター」を中心とした環境教育、実習、各種研修の実施
- ⑤八十里古道の史跡化とロングトレイルの整備
- ⑥自然資源を活用した特産品づくりと地域振興

(イ) 民間と行政が協働する地域づくり

- ①民間企業及びNPO等各種団体との協働体制の確立
- ②地域活動の拠点となる集会施設整備
- ③集落づくりにつながる地域活動の支援

(ウ) 遊休施設の活用、既存施設の長寿命化

- ①公共施設等の活用に関する調査
- ②公共施設の長寿命化計画の策定

(エ) 克雪・利雪対策

- ①克雪対策事業への支援
- ②遊雪・雪国体験など観光交流の推進
- ③高齢者世帯等の除排雪支援体制（除雪支援保険事業）の充実
- ④除雪機械の更新とオペレーターの養成
- ⑤地域社会で雪害を防ぐ相互扶助意識の確立
- ⑥克雪対策事業補助金の支給

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12、その他 地域の活性化 に必要な事項	(1) 過疎地域 持続的発 展特別事 業	○克雪対策補助事業 雪と共存するまちづくりのためには町民の克 雪対策事業への支援が必要である。除雪支援業 者として登録を行った事業者へは除雪機購入に ついて補助金を交付し、より一層の高齢者世帯 等除雪問題解決を図る。	町	雪に負けない暮らしづくり を実現する。冬季間の安心・ 安全な生活の一部を支える。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという只見町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定 住・地域間交 流の促進、人 財育成	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業	○民間賃貸住宅借上料 只見町では住宅不足の解消が急務であり、 定住住宅の建設前に住宅を確保するため民 間の賃貸住宅の借り上げを行う。	町	住宅整備をすることで、移住、 定住促進につなげる。
		○空き家対策推進事業 老朽化し、危険な状態となる空き家を防止 するための対策として、空き家改修及び解体 するための補助を行う。	町	空き家の適正管理（利活用・解 体）をすることで移住、定住促 進、景観整備等につなげる。
		○住宅取得支援事業 空き家の有効活用を図るため、住宅を取得 する費用に対して助成を行う。	町	町内空き家の解消することで、 移住、定住促進等につなげる。
2 産業の振興	(10) 過疎地域 持続的発展 特別事業	○農業用施設整備事業 国・県の補助事業の該当とならない小規模 の施設について補助金を交付する。	町	農業施設整備が促され、生産機 能の維持が図られ、農業経営の 安定化が図られる。
		○交流促進施設管理運営事業 只見町交流促進センター「季の郷湯ら里」 の安定的な施設運営と誘客を促進する。	町	町唯一の温泉施設の安定運営 により、雇用確保と交流・関係 人口増を図り地域の持続発展 につなげる。
		○観光施設管理運営事業 観光施設（只見スキー場・保養センター） の安定的な施設運営と誘客を促進する。	町	町唯一の観光施設の安定運営 により、雇用確保と交流・関係 人口増を図り地域の持続発展 につなげる。
		○教育旅行推進事業補助金 風評被害等の影響により只見町への教育 旅行の減少している。それらの対策として、 ユネスコエコパークを活用した環境学習を 中心とした誘致活動を推進するため、宿泊 費、交通費等の補助を行う。	町	誘致活動により、教育旅行参加 者が交流人口・関係人口につな げる。
		○雪まつり実行委員会補助金 克雪・利雪そして冬の誘客を図るため、雪 まつりにかかる補助金を交付する。	町	県内最大冬の一大イベントと して定着させ、交流人口・関係 人口につなげる。
		○誘致企業除雪費支援事業 豪雪地帯である当町に誘致する企業にと って、冬季間の除雪対策は課題の一つであ る。町では、雇用など大きく貢献する企業に 対して除雪費用の一部を補助として支援し ている。	町	条件不利地域での企業支援を することにより、安定的な経営 と今後の企業誘致に結び付け る。
3、地域にお ける情報化	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業	○ICTを活用したサービス効率化検討事業 ICTを活用した、地域社会のデジタル化 や行政サービスの効率化のため、現状の課題 やデジタル化できる分野かどうかの洗い出 し・検討を行う。	町	持続的発展を目指し当地域の サービス向上可能な分野を洗 い出し、将来の導入への基礎と する。
4、交通施設 の整備 交通手段 の確保	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業	○地域公共交通運行事業 町内の生活交通手段であるデマンドタク シーの運行事業、隣町の定期路線バスなど地 域内の様々なニーズに対応する公共交通の 構築を図る。	町	医療・福祉・観光などに対応す る交通体系を整え、持続的発展 につなげる。
5、生活環 境の整備	(7) 過疎地域 持続的発展特 別事業	○防災等危機管理対策事業 ハザードマップ・地域防災計画の更新を行 いブラッシュアップする。	町	具体的被害を予測し、将来にわ たり町民の命を守る避難行動 につなげる。

6、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域 持続的発展 特別事業	○除雪支援保険給付事業 町内の除雪支援業者との契約により、軒下除雪を依頼した高齢者世帯等で国民健康保険などの軽減を受けている世帯へ、その費用の一部を助成。	町	冬季間の高齢者等の安心・安全な生活の一部を支え、高齢者世帯等の除雪問題解決を図る。
8、教育の振興	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業	○小中学校学力向上事業 学校教育（義務教育）は、子育てをしていく上で不可欠な基本的な事であり、過疎地に住んでも子どもへ影響を及ぼさない対策が必要である。町では、教師・児童生徒・保護者に対して学力向上となる各種事業を実施する。	町	人材育成に必要な基礎学力を高め、多様な人材を育成し将来の町の発展基礎となる。
		○只見高校振興対策事業 過疎地での少子化による県立高等学校の生徒数の減少を抑え、様々な支援策により生徒の確保や教育環境の充実を図る。	町	高校振興による地域振興を図ることで、交流・関係人口を増やし将来にわたり地域の持続発展につなげる。
		○中体連補助金 只見中学校生徒の体育、学芸の振興及びスポーツ・文化を通じた健全育成を目的として、中体連等の大会に参加するための経費について補助金を交付する。	町	人材育成に必要な対外的な大会参加の機会を高め、多様な人材を育成し、将来の町の発展基礎となる。
9、集落の整備	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業	○地域づくり推進交付金事業 高齢化、過疎化が進む中で、地域コミュニティの向上を目的とする事業を実施する町内の集落及び団体に対して補助を行う。	町	住民自ら地域活性化、地域課題の解決に取り組むことで安定的かつ継続的な実践が見込まれる。
10、地域文化の振興等	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業	○八十里越古道等調査事業 国指定の文化財登録を目指し八十里越古道の調査を実施する。	町	郷土の歴史・文化の理解を深め、地域資源の保全利活用の推進につなげる。
12、その他地域の活性化に必要な事項	(1)過疎地域 持続的発展 特別事業	○克雪対策補助事業 雪と共存するまちづくりのためには町民の克雪対策事業への支援が必要である。除雪支援業者として登録を行った事業者へは除雪機購入について補助金を交付し、より一層の高齢者世帯等除雪問題解決を図る。	町	雪に負けない暮らしづくりを実現する。冬季間の安心・安全な生活の一部を支える。